

特定事業所集中減算の正当な理由の範囲について

特定事業所集中減算に関して判定した割合が80%を超えた場合において、次のいずれかに該当する場合には、正当な理由があると認めることとします。

- 1 居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に、訪問介護、通所介護（地域密着型通所介護含む）、福祉用具貸与それぞれのサービスに係る事業所が5事業所未満である場合
- 2 判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数（当該居宅介護支援事業所の居宅サービス計画総数を判定期間の月数で除した件数をいう。）が20件以下である場合
- 3 判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が1月当たり平均10件以下である場合

（例）訪問介護が位置付けられた計画件数が1月当たり平均5件、通所介護が位置付けられた計画件数が1月当たり平均20件の場合紹介率最高法人である訪問介護事業者に対して、減算は適用されないが、紹介率最高法人である通所介護事業者に対して、減算は適用される。

- 4 サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合

（例）利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けているものなど。

（例）①居宅介護支援事業所において、紹介率最高法人を紹介することとなった理由及び経緯、居宅サービス事業所の選定に当たっての利用者への説明方法及びその内容、地域ケア会議等において支援内容についての意見・助言を受けられなかった理由等を記載した理由書を作成している。

②サービス担当者会議において、支援内容についての意見・助言を受けている。

①及び②を踏まえ、正当な理由があると広域連合が認めた場合。

※①の「紹介率最高法人を紹介することとなった理由及び経緯」については、当該利用者の希望及び状況を考慮し、他の事業所ではなく、当該事業所でなければならなかった理由を客観的かつ明確に記載すること。

- 5 特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合

※居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の注意事項

- (1) 要介護1から要介護5までの利用者が対象となります。
- (2) 受託を受けた要支援者を含みません。
- (3) 訪問介護等を位置付けた計画数(分母の数)は、毎月、利用者1人につき「1」としてカウントします。
- (4) 1人の利用者が同一法人の複数の事業所を利用する場合でも、当該利用者の訪問介護等の計画数(分子の数)は、「1」としてカウントします。
- (5) 1人の利用者が複数の法人からサービスを受ける場合でも、当該利用者の訪問介護等の計画数(分子の数)は、それぞれの法人につき「1」としてカウントします。
- (6) 居宅サービス計画を作成したが、現実にサービスがなかった場合には、カウントしません。
- (7) 算定期間内のサービスについては、月遅れ請求であっても、対象になります。
- (8) 要介護認定の新規認定者についても、サービス月が判定期間内であれば、対象になります。例えば、平成30年2月20日に要介護認定の申請をし、同月分のサービスについて暫定ケアプランを作成したところ、同年3月20日に要介護認定を受けた場合において、この平成30年2月分のケアプランを含めると紹介率最高法人に係る割合が80%を超えるときは、提出期限後に、再度計算した結果を提出する必要があります。

※上記(3)、(4)及び(5)については計算誤りが多いので、特に注意してください。